地方公共団体における一般職員の任期付採用

1 地方公共団体の一般職員について、任期付で採用できる場合として、以下のようなものがあるところ。

仟期付仟用

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項)及び専門的な知識経験を有する者(同法第3条第2項)を、5年以内の任期を定めて採用する場合

臨時的任用

緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合において、6月以内(更新を含めて1年以内)で臨時的任用を行う場合(地方公務員法第22条第2項)

構造改革特区においては3年以内

高龄再任用

定年退職者を、従前の勤務実績等に基づき1年以内の任期を 定めて採用する場合(地方公務員法28条の4及び28条の5) 非常勤

必ずしもフルタイムの勤務を要しないものについて、任期を 定めて採用する場合

- 2 任期付採用の拡大等も含めた多様な勤務形態の導入については、構造改革特別区域の第2次提案に係る総務・特区担当大臣折衝により、「早急に有識者等の意見を踏まえた検討を行い、平成15年度中に所要の措置を講ずることとし、前向きの対応をする」こととされており、この方針に則って対応することとしているところ。
- 3 なお、この場合、最高裁の判例において、地方公務員について「恒常的に置く必要がある官職にあてるべき常勤の職員については、職員の身分を保障し、職員をして安んじて自己の職務に専念させ、もって公務の能率的運営に資するため、期限の定めなしに任用するのが法の建前であり、職員の任期を定めた任用は、それを必要とする特段の事由が存在し、かつそれが右の趣旨に反しない限り許される」と判示されていることを踏まえる必要があるところ。

地 (方 平公 成共 十団 四体 年の 五一 月般 二職 十の 九任 日期 法付 律職 第員 四の 十採 八用 号に ン 関 す る 法 律 抄

2 第 合的三へ 定当る任にな条任 に事前る上当合さ当め該業命は知 識任を る専と務に者条経命定 業門こに従は例験権め 務的ろ期事、で又者た になに間さ前定はは採 従知よをせ項め優`用 事識り限るのるれ高〜 さ経 ` つ場規とた度 せ験職て合定こ識の るを員従ににろ見専 こ有を事およにを門 とす選さいるよー的 がる考せてほり定な 適職にる`か`の知 任員よこ次、職期識 とのりとの専員間経 認育任が各門を活験 め成期公号的選用又 らにを務にな考しは れ相定の掲知にて優 る当め能げ識よ遂れ 職のて率る経り行た 員期採的場験任す識 を間用運合を期る見 部をす営の有をこを 内要るをいす定と有 ですこ確ずるめがす 確ると保れ者で特る 保たがすかを採に者 すめでるに当用必を きた該該す要そ こ当るめ当専るとの にす門こさ者 必る的とれが 要とながる有 でき知で業す あで識き務る るあ経るに当 従該 事高 `必 さ度 せの る専 場門

- でをれ れ該る業務権 とつ験 きてが は `当要 条該と 例者さ

場と と該 が専 一門 定的 のな 期知 間識 困 経 難験 でが あ必 る要

す質 該 員号と当専 人会にが該門 事を掲で専的 委置げき門な 員くるる的知 会地場期な識 の方合間知経 承公にが識験 認共準一経が を団ず定験急 得体るのが速 なに場期必に けお合間要進 れいとにと歩 ばてし限さす なはてられる ら`条れる技 な任例る業術 い命で場務に 。権定合に係 当る 該も 者の がで 有あ する るこ 当と 該そ 専の 門他 的当 な該 知専 識門 経的 験な を知 有識 効 経 に験 活の 用性

3 場 合人 は委二こ 者め はる 丶場 前合 項 の 規 定 に ょ IJ 任 期 を 定 め

た

採

用

を

行

う

第 定四へ れ任め条任 期 前〜 条 第 項 又 は 第 頂 の 規 定 に ょ 1) 採 用 さ れ る 職 員 の 任 期 は 五 年 を 超 え な 11 範 井 内 で 任 命 権 者 が

2 け ば命る な権 ら者 なは 11 前 項 の 規 定 に ょ 1) 任 期 を 定 め て 職 員 を 採 用 す る 場 合 に は 当 該 職 員 に そ の 任 期 を 明 示 し な

地 へ方 昭公 和務 二員 十法 五へ 年抄 +~ 月 + Ξ 日 法 律 第 百 六十

 $= \frown$ 採 臨 時 的 任 用

2第 5 4 3 を月の 。前得を場人十条 項てこ合事二件 の `え `委条附 場六な臨員 合月い時会へ用 にを期のを略及 おこ間職置づび いえでにく てな臨関地 い時す方 人期的る公 事間任場共 委で用合団 員更を又体 会新行はに はすう任お `るこ用い 臨こと候て 時とが補は 的がで者 任でき名任 用きる簿命 にる。が権 つがこな者 き `のいは `再場場 任度合合人 用更にに事 さ新おお委 れすいい員 るるてて会 者こ、は規 のとそ `則 資はの人で 格で任事定 要き用委め 件なは員る をい、会と 。人のこ 定 め 事承ろ る 委認に 員をよ لح 会得り が のて で 承 `緊 き 認六急

7 6 任お 前臨用い人人 五時をて事事 項的六は委委 に任月、員員 定用を六会会 めはこ月をは る、えを置 も正なこか前 の式いえなニ の任期ない項 外用間い地の にで期方規 臨際更間公定 時し新で共に 的てす臨団違 に、る時体反 任いこ的にす 用かと任おる さなが用い臨 れるでをて時 た優き行は的 者先るう `任 に権がこ任用 対を `と命を しも再が権取 て与度で者り はえ更きは消 `る新る`す こもす。緊こ ののるこ急と 法でこののが 律はと場場で をなは合合き 適いでに又る 用 きぉは す ない臨 る。 いて時 ° `o 任職 命に 権関 者す はる 丶場 そ合 のに

地 へ方 昭公 和務 二員 十法 五个 年抄 +~ + Ξ 日 法 律 第 百 . 六 十 一 号

月

2 第 だづ等し二へ 第前初前内前しくをた十定 選考者八年 項の三項更のそ考慮若条退 の年月の新任のにししの職 規齢三規す期者よてく四者 定は十定る又がりこは `一にこはそ`れ前任の よ国日よとこの一ら条命再 るのまるがの者年にの権任 採職で任で項をを進規者用 用員の期きの採超ず定は〜 にに間にる規用えるに [°]定しなもよ当 によいのり該 よう範と勤地 りと囲し務方 更す内てし公 新るで条た共 さ職任例後団 れに期_で退体 た係を_定職の 任る定めし定 期定め_るた年 は年、者者退 、に常を又職 条達時いは者 例し勤う定等 でて務。年へ 定いを以退第 めな要が職二 るいす同日十 ととるじ以八 こき職。前条 ろはにごにの `採を退二 よこ用、職第 りのす従しー 限る前た項 一りこの者の 年でと勤の規 をなが務う定 超いで実ちに °き績勤よ え な る等続り 。に期退 L١ 範 た基間職

5 4 一項の二で項` つつにつ いきおい て定いて はめては `ら条 第れ例そ 二てでの 十い定末 二るめ日 条任るは 第期日 一の以そ 項末前の の日で者 規になが 定係け条 はるれ例 年ばで 適齢な定 用をらめ し基なる な準い年 ع إما し て 定 め る も の لح す

に

達

す

る

日

以

後

に

お

け

る

3

井

第 この時一二 る短前と通間年十 も時項が常がを八 の間のでの `超条 と勤規き勤常えの し務定る務時な五 °時勤い 間務範任 にを囲命 比要内権 しすで者 短る任は が職期、 時でを 間そ定該 でのめ 方 あ職 る務短い 共 もが時 団 の当間 を該勤体 い短務 疋 う時の うい。間職士 第勤へ 職 三務当 三の該等 及職職 を びとを 次同占従 条種め前 第のるの 一も職勤 項の員務 たをの実 お占一績 め週等 しし てる間に 職当基 同 員たづ じ 。のりく ○ 一の選 に週通考 採間常に 用当のよ すた勤り るり務、

たのに 場職よ 合にり のつ採 当い用 該てさ 職はれ `た に 係定職 る年員 定退の 年職任 に者期 達等に しのつ たうい 者ちて に第は 限二 リ十前 任八条 用条第 すの二 る二項 こ第ゕ 2-5 が項第 でか四 きら頂 る第ま も三で の項の とま規 すで定 るのを 規準 定用 のす 適る 用 が

3 2